

議 事 録

令和3年度四万十町農業委員会1月総会

日 時	令和4年1月26日(水)午後2時00分	開議
場 所	四万十町役場 本庁東庁舎 1階	多目的大ホール
日 程	第1	指定第23号 会期の決定について
	第2	指定第24号 議事録署名委員の指名について
	第3	報告第23号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
	第4	議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
	第5	議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
	第6	議案第47号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
	第7	議案第48号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について
	第8	議案第49号 買受適格証明願承認について
	第9	議案第50号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について
	第10	その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 欠席 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 竹内 純 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 眞弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 常石 幸浩 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 奨一 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 欠席 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 欠席 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- 2番 掛水誠幸 35番 山崎力 38番 秋田公幸

〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・宮本 和也・山川 美恵

会長

先日の21日にリモートで行われました全員研修会、大変お疲れ様でした。感想としましては、大画面で画像は悪かったのですが、発表者の顔も大きく見え、声もよく聞こえて良かったと思います。場所も近くて移動時間も短くて総合的に良かったです。研修会の中で、活動記録簿をこまめにつけてほしいと。あぜ道立ち話で結構ですので情報交換をして、人・農地プランの実質化に反映できるような活動をしてくださいということでした。もうひとつ大きな目玉は、今回目標地図が示されて作っていくようになります。これも人・農地プランの実質化に向けての取り組みになるのですが、専用のタブレットを使って地図化をします。そのタブレットが四万十町に10台届く予定で、我々の仕事になってきます。しかし、どのようにして使っていくのかまだ詳しい事は全然情報が入って来ていません。皆さんには、お手数をかけるようになりますが、よろしく願いいたします。

15日には、トンガで海底の大爆発がありまして、まさかと思いましたが、あんな遠い国から津波がありました。その1週間後には、日向灘沖で地震があり高知県では、宿毛で震度5弱の揺れがありました。我々の所も結構揺れました。これが、南海地震に繋がったら大変だなという思いでございました。

それと、年末にも挨拶で言いました新型コロナの問題ですが、年末年始が過ぎると大変な事になるのではないかと考えていましたが、予想以上に感染が続いています。昨日現在で、高知県は142人。全国で、過去最多の6万人を超えました。3回目のワクチン接種も始まりかけています。皆さん、体調には気をつけて過ごしていただければと思います。

議長

ただ今から、令和3年度四万十町農業委員会1月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願い致します。

先ほども申しましたが、通常であれば憲章朗読を行うところですが、高知県における新型コロナウイルス感染症対策のステージが特別警戒であることを鑑み、今回は省かせていただきます。

議長

本日の会議に、2番掛水誠幸委員、35番山崎力委員、38番秋田公幸委員からの欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員18名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおります。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第23号「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。令和3年度四万十町農業委員会1月総会の会期は、令和4年1月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

次に、日程第 2、指定第 24 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思えます。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員に 8 番宮崎恵美子委員と、23 番西内一隆委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長

続いて、日程第 3 報告第 23 号 「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 23 号 「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」をご説明します。議案書は、3 ページです。件数は窪川地域の 1 件になります。借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号 1 番、土地の所在地、志和字黒岩 1257 番、地目、田、面積、696 m²です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和 3 年 12 月 23 日です。

この件は、来月以降に今回の借受人が所有権の取得に伴う 3 条申請を行う予定です。

議長

報告第 23 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第 23 号は終わります。

議長

続いて、日程第 4 議案第 45 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 45 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書は 4 ページ、今回は窪川地域から 1 件、西部地域から 1 件です。

番号 1 番について説明します。添付資料は 1 から 3 ページです。申請地は、1 筆。宮内字又三郎田 1950 番、地目、田、面積、748 m²の内 188.87 m²の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地及び駐車場です。転用理由は、納骨堂の新設と、農業用車両の駐車スペースとして利用するものです。当申請地は、今回転用の申請があった時点で一部駐車場として利用されており、今後はこのような事態を起こさないよう反省している旨の始末書も提出されております。

農地区分は、特定土地改良事業施行地であり、第 1 種農地と判断しますが、非農用地区域に設定されております。用途計画としては、農業用倉庫・農機具格納庫・駐車場となっておりますので、農業用車両の駐車場への転用は、第一種農地の不許

可の例外規定である農地法施行規則第 37 条第 1 項第 5 号の「土地改良法第 7 条第 4 項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を、当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。

また、墓地についてですが、申請者の父親が昨年亡くなったため、やむを得ず用途計画を 1 部変更して実施したいと申請者より申し出がありました。計画と異なる用途への転用については、最終は県の判断にはなりますが、事務局としましては、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。転用計画につきましては、3 ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂と露天駐車場を整備する計画です。

周囲の状況は、北側、東側は同意ありの農地、南側は水路、町道を挟んで同意ありの農地、西側は水路、雑種地を挟んで県道となっています。

土地の造成計画については、造成は特になく現状のまま利用し、整地後に墓地部分はコンクリート仕上げ、駐車場部分は砂利敷とする計画です。

進入路については、西側の町道から直接進入し、墓地へは自己所有農地から徒歩にて進入します。進入部分の工事はありません。

排水計画については、雨水のみで、自己所有農地内で自然浸透する計画です。

関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しています。関係土地改良区の意見については、非農用地区域として定められた区域内の農地であるため、特に問題は無いことを確認しています。資金計画については、金融機関の残高証明にて必要な事業費以上であることを確認しています。窪川地域は以上です。

事務局

続きまして、西部地域からです。番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、1 筆です。土地の所在地、大正大奈路字柳瀬 683 番 1、地目は畑、面積、191 m²の内 22.22 m²です。申請人は記載のとおりです。転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。農地区分につきましては、第 1 種、第 3 種のいずれかの要件にも該当しないその他の農地、第 2 種と判断しております。転用計画につきましては、5 ページからの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。

周囲の状況は、町道、同意ありの畑と自己所有地となっております。土地の造成計画につきましては、現状のまま利用し整地後に砂利敷きにする計画です。進入路につきましては、西側の町道を利用し進入をします。排水計画につきましては、雨水のみで自然浸透する計画です。

関係法令につきましては、墓地埋葬法の申請は今申請中であることを担当課で確認しております。資金計画につきましては、金融機関の残高にて必要な事業費以上であることを確認しております。以上です。

議長

議案第 45 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。22 番 西井健夫委員。

22 番 1月20日に掛水誠幸委員が聞き取り調査をしました。それで、私の方に報告がありましたので、掛水誠幸委員に代わって補足説明をさせていただきます。今回農地の一部に、墓地の計画と駐車場の計画を立てたものです。墓地の雨水については、自己所有の田んぼに自然浸透する計画となっております。墓地の計画は、最小限であり、周辺の農地の同意も取れています。特に問題ないと思います。申請者の方は、認定農業者でもあり、ニラを30a、米を今年から13aを経営しております。資金等の問題も特にありませんので、そういう形をとらせてもらいました。

議長 続きまして、番号2番。18番 梶原美智委員。

18 番 1月21日に申請人に電話で確認をしました。申請人の名義の土地であることを確認し、周辺には申請人以外の土地は無く、排水など影響がないことを確認しました。許可が下り次第着工することを承知しているということですので、問題ないと思います。

議長 議案第45号について質疑を許します。質疑はありますか。
1番 下元弘章委員。

1 番 1番の始末書とは何の始末書ですか。

事務局 土地利用計画図の中の駐車場の転回スペースが既にこういう形で使われているということで、始末書の提出がありました。

議長 他にありませんか。6番 下元誠一郎委員。

6 番 現地を見てないので分かりませんが、墓地をどうして一番端っこになったのか。一番いいのは、右上か左下か。この道に沿った所がいいと思うのですが。奥に持って行った理由があるんでしょうか。

事務局 申請者に確認したところ、土地利用計画図で見ていただくと左側が山手で宅地が密集している地域、右側が河川の方に向けての農地が広がっている方になるのですが、出来るだけ、宅地から離したいという意向がありまして、出来るだけ自分の土地で農地側の方に位置を決めたそうです。この場所については、集落接続の60m以内の範囲内になりますので、特に問題ないと考えます。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 45 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 45 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 5 議案第 46 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 46 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」をご説明いたします。議案書は 5 ページです。今日は窪川地域の 1 件です。

番号 1 番を説明します。添付資料は 8 ページから 14 ページです。

申請地は、1 筆。土地の所在、見付字轟川 849 番 3、地目、田、面積 489 m²の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の新設です。転用理由は、現在の借家が手狭になった為、勤務先にも比較的近く、車が 5 台以上駐車できる土地を選定し、将来的に妻の両親を介護できる 2 世帯住宅として新設するものです。

農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。

転用計画につきましては、9 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅 1 棟、駐車スペース、物干し場等を整備する計画です。

周囲の状況・影響については、西側と北側及び東側は譲渡人の農地、南側は県道で、特に営農上の影響はないものと考えています。

土地の造成計画については、切土は現況地盤から約 30 cm で、北側の一部を最大 1.2m の掘削を行います。盛土は無く、表面は砂利敷とします。進入計画については、南側の県道から自己所有地内にむけ 3m 幅の進入路を設け、アスファルト舗装を行います。県道との取り付け工事については、現在協議中です。

排水計画についてですが、雨水は申請地内で自然浸透、生活排水は合併浄化槽と汚水柵を経て申請地南側の県道側溝へ排出します。進入路の雨水についても同側溝へ排出します。

資金計画については、融資見込み証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。説明は以上です。

議長 議案第 46 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。20 番 中城康子委員。

20 番 譲渡人と 1 月 23 日に面接をしてきました。現況は、田んぼだったのですが土地を埋めていました。かなり広いと思いましたが、二世帯住宅が建つということで、大丈夫だと思います。譲受人は、1 月 24 日に電話で確認しました。許可が下り次第着工したいそうです。周辺は、東側が住宅で隣も住宅を建設予定です。周辺農地には、影響ないと思います。この案件は、問題ないと思いました。

議長 議案第 46 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
14 番 吉良榮委員。

14 番 この土地は、金銭的なことは発生しなかったのですか。

事務局 計画の中に土地の購入費用が含まれておりました。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 46 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 46 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6 議案第 47 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 47 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 4 年 2 月 1 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願いします。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてると考えます。

議案書は 8 ページから、添付資料については 15 ページからになります。件数

につきましては14件で窪川地域、西部地域それぞれ7件となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号1番からご説明します。土地の所在地、高野字荒平905番2、地目、田、面積、393㎡。以下5筆あり、合計6筆、面積9,076㎡です。設定は新規です。期間は令和4年2月1日から令和7年1月31日までの3年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号2番から7番までについては設定を受ける者が農地中間管理機構になります。

番号2番から説明します。土地の所在地、市生原字岡ノ屋敷276番、地目、田、面積、2,424㎡です。設定は新規です。期間は令和4年2月1日から令和8年7月31日までの4年6か月です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続いて番号3番、土地の所在地、仁井田字椎ノ木ノ下2016番、地目、田、面積、3,343㎡です。以下1筆あり、合計2筆、面積5,500㎡です。設定は新規です。期間は令和4年2月1日から令和14年1月31日までの10年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続いて番号4番、土地の所在地、仁井田字サデ場ノ下2020番、地目、田、面積、2,153㎡です。以下1筆あり、合計2筆、面積3,124㎡です。設定は新規です。期間は令和4年2月1日から令和14年1月31日までの10年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続いて番号5番、土地の所在地、仁井田字椎ノ木ノ下2017番、地目、田、面積、3,741㎡です。以下2筆あり、合計3筆、面積6,715㎡です。設定は新規です。期間は令和4年2月1日から令和14年1月31日までの10年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続いて番号6番、土地の所在地、仁井田字中島730番1、地目、田、面積、1,318㎡です。以下7筆あり、合計8筆、面積4,442㎡です。設定は新規です。期間は令和4年2月1日から令和14年1月31日までの10年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続いて番号7番、土地の所在地、志和峰字石原田456番、地目、田、面積、2,325㎡です。以下3筆あり、合計4筆、面積12,063㎡です。設定は新規です。期間は令和4年2月1日から令和9年1月31日までの5年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。窪川地域は以上です。

事務局

続きます、西部地域からです。

番号8、土地の所在地、上宮字大駄場1001番、地目は田、面積、503㎡。外3筆ありまして、合計4筆、面積が3,722㎡です。設定は更新の設定になります。期間は、令和4年2月1日から令和9年1月31日までの5年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きます、番号9、土地の所在地、上宮字大駄場1005番、地目、田、面積、1,562㎡です。外2筆ありまして、合計3筆、面積が3,715㎡です。設定は、更新の設定になります。期間は、令和4年2月1日から令和9年1月31日までの5年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号10番、土地の所在地、大正中津川字門田188番、地目、田、面積、1,078㎡です。外3筆ありまして合計4筆。面積が4,226㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和4年2月1日から令和9年1月31日までの5年になります。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号11、土地の所在地、大正中津川字ニタ子松山684番3、地目、田、面積、1,032㎡です。ほか3筆ありまして、合計4筆。面積が3,145㎡です。設定は更新の設定になります。期間は、令和4年2月1日から令和14年1月31日までの10年になります。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続きまして、番号12、土地の所在地、古城字上ヤシキ321番、地目、畑、面積、942㎡です。外2筆ありまして、合計3筆。面積が2,272㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和4年2月1日から令和9年1月31日までの5年になります。作物は柚子を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号13、土地の所在地、古城字シモクボ1215番、地目、田、面積、518㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和4年2月1日から令和8年11月30日までの4年10ヶ月になります。作物は柚子を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号14、土地の所在地、大井川字鷺ノ巣316番1、地目、田、面積、961㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和4年2月1日から令和6年1月31日までの2年になります。作物は薬草を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。以上です。

議長 議案第47号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。23番 西内一隆委員。

23番 番号1番について、1月23日に現地で借受人と確認しました。借受人は、水稲と生姜を栽培する専業農家で、現況地目は6筆とも圃場整備済みの田です。新規の利用権設定ですが問題ないと判断しました。以上です。

議長 番号2番から7番までは、農地中間管理機構の件で省かせていただきます。
続きまして、番号8番、9番。17番 宮脇眞弓委員。

17番 借受人に、1月24日に面会して確認して来ました。借受人は、後継者と一緒に地域の担い手で、一緒に専業農家をしている方で、特に再設定でもあり問題ないと思います。

番号9も同じ借受人なのですが、利用権設定をするものが別の方で、こちらも確認しまして田んぼであって、同じように更新ですので問題ないと思います。

議長 番号10番、11番。39番 吉田健夫委員。

39 番 番号 10 番について、1 月 19 日に借受人から確認しました。借受人は、長年にわたり農業をされ、経験豊富な地域の担い手です。住所は南国市になっていますが、大正中津川に持ち家もあり、新規の設定ではありますが、特に問題ないと判断します。

番号 11 番について、同じく 1 月 19 日に借受人から確認しました。長年にわたり農業をされ、経験も豊富な地域の担い手の方です。内容も利用集積計画のとおりで、再設定でもあり、特に問題ないと判断いたします。以上です。

議長 続いて、番号 12 番、13 番。14 番、吉良榮委員。

14 番 12 番について説明いたします。24 日、現地確認と借受人から聞き取り調査をしました。貸出人は、高齢のために体調を崩しており、県外の子供さんのところにおります。借受人ですが、認定農業者ではありませんが、柚子、露地野菜、水稲などを栽培しています。申請地は、柚子畑です。引き続き、柚子を栽培します。借受人は、150 日以上農作業に従事していることも確認しています。

続いて 13 番。23 日、現地確認と借受人から聞き取り調査をしました。借受人は、新規就農者であります。柚子を植える予定です。この土地ですが、農地パトロールにおいて、再生不能とした土地です。昨年 11 月の総会で利用権設定をした土地の丁度真ん中に挟まっていて、ここを通らないと先に利用権設定をした土地に行けないので、一緒に申請する予定でしたが、管理しているものと持ち主が違っていたので、少し時間がかかり、今回の申請になりました。

議長 続きまして、番号 14 番。34 番 平野直人委員。

34 番 14 番について借受人から確認しました。借受人は、地域の担い手で、内容も利用集積計画のとおりです。新規ではありますが、特に問題ないと判断します。薬草は、センブリを栽培するそうです。

議長 議案第 47 号について質疑を許します。質疑はありますか。

16 番 中原英昭委員。

16 番 12 番の出来高 20%って初めて見るんですが。出来高ってというのは、20%を現金で払うのか、柚子で渡すという事なのか。出来高というのは、この人の全体の出来高というのは分かるのですが、畑に対する出来高なのか、微妙に分からないのですが。

議長 14 番 吉良榮委員。

14 番 この利用権設定をした土地の柚子の収穫高、収益のことです。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 47 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 47 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 48 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 48 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を説明します。議案書は 15 ページから、添付資料は 54 ページからご覧ください。

別紙のとおり農用地利用配分計画案に対する意見決定について、四万十町長より提出がありましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。審議、決定をお願い致します。

件数につきましては窪川地域の 8 件です。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番、土地の所在地、西川角字弁七 732 番、地目、田、面積、4,160 m²、以下 2 筆あり、合計 3 筆 面積 9,108 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 9 年 11 月 30 日までです。水稻を栽培する予定です。こちら再配分となっております。

続いて番号 2 番、土地の所在地、西川角字ヨケ添 823 番、地目、田、面積 2,777 m²、以下 2 筆あり 合計 3 筆で、面積は 9,055 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 9 年 11 月 30 日までです。水稻を栽培する予定です。こちら再配分となっております。

続いて番号 3 番、土地の所在地、西川角字大見畑 334 番 1、地目、田、面積 1,325 m²、以下 4 筆あり 合計 5 筆で、面積は 12,096 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は地番 334 番 1 と 758 番については県認可日から令和 9 年 11 月 30 日までで、772、773、774 番については県認可日から令和 10 年 12 月 2 日までです。水稻を栽培する予定です。こちら再配分となっております。

続いて番号 4 番、土地の所在地、天ノ川字梁瀬 333 番、地目、田、面積 2,223 m²、以下 3 筆あり 合計 4 筆で、面積は 8,844 m²です。権利の種類は貸借権の設

定です。期間は県認可日から令和10年10月31日までです。水稻を栽培する予定です。こちらにも再配分となっております。

続いて番号5番、土地の所在地、市生原字宮ノ廻り104番、地目、田、面積2,422㎡、以下3筆あり 合計4筆で、面積は9,649㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和8年7月31日までです。水稻を栽培する予定です。こちらにも再配分となっております。

続いて番号6番、土地の所在地、市生原字岡ノ屋敷276番、地目、田、面積2,424㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和8年7月31日までです。水稻を栽培する予定です。

続いて番号7番、土地の所在地、仁井田字椎ノ木ノ下2016番、地目、田、面積3,343㎡、以下14筆あり 合計15筆で、面積は19,781㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和14年1月31日までです。大豆を栽培する予定です。

続いて番号8番、土地の所在地、志和峰字石原田456番、地目、田、面積2,325㎡、以下3筆あり 合計4筆で、面積は12,063㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和9年1月31日までです。水稻を栽培する予定です。説明は以上になります。

議長

議案第48号 番号1番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番から3番。22番 西井健夫委員。

22番

1番から3番まで一緒に。昨年度までは、3haを1人でやっていた方が、今年から規模を縮小したいということで、部落の田んぼを誰かにあたってもらおうということで、3人に分配したそうです。

1番の方は認定農業者で、ハウスも3haくらいやっています。今年から、田んぼも作ってみたいということで、家の近くの9反余りをやるそうです。

2番の方もハウスでアスパラを作っています。娘婿が野菜と稲作をやりたいということです。

3番の方は、隣の志和分で稲作をしています。規模を拡大したいということです。特に問題ないと思います。

議長

続きまして、番号4番。4番 小野重明委員。

4番

他で色々借りている方ですが、良く管理をされており、再配分でもあり問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、番号5番、6番。6番 下元誠一郎委員。

6番

借受人が同一なので、番号5、6番について説明します。昨日、借受人から確認をしてきました。借受人は、認定農業者ではありませんが、非常に熱心で大規模に営農されている農業者です。5番につきましては、今まで支援センターが耕作され

ていた土地の再配分であり、6番については、新たに配分計画を設定した土地です。今回の配分も含めまして、借受人は、14ha くらいの耕作面積になるそうです。以上、配分計画案のとおりで問題ないと判断します。

議長 続きまして、番号7番。8番 宮崎恵美子委員。

8番 番号7番について、借受人から確認しました。借受人は皆さんご存知のとおり認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。配分計画案のとおり問題ないと思います。

議長 続きまして、番号8番。32番 山本奨一委員。

32番 番号8番について、借受人から確認しました。借受人は、水稻を3町栽培している、地区の中核農家として、今回認定を受ける農地も全てではありませんが、水稻や葉たばこの栽培をしてくれています。どの圃場を見てもきれいに管理されて問題ないと判断します。

議長 議案第48号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第48号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第48号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 議案第49号 「買受適格証明願承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第49号「買受適格証明願承認について」をご説明します。議案書は、19ページです。申請人の住所・氏名については議案書のとおりです。申請地の位置等は添付資料の69ページです。

番号1番 土地の所在地、高野字サクラ谷1083番、地目、田、面積、4,312㎡です。申請地では水稻を栽培する計画です。申請人の下限面積は達成しています。以

上です。

議長 議案第 49 号について、事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。23 番 西内一隆委員。

23 番 番号 1 について、1 月 23 日に申請人に確認しました。申請人は、生姜と水稻を栽培する専業農家です。2 月 7 日の入札参加資格は備わっていると判断しました。なお、当該地は圃場整備済の田であります。

議長 議案第 49 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 49 号 「買受適格証明願承認について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 49 号 「買受適格証明願承認について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 50 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 50 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見について」説明いたします。

議案書 20 ページ、添付資料は 70 ページからとなります。議案書に書かれていません権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。

今月は、西部地域の 1 件です。

番号 1、地吉字中ノ森 112 番 1、地目、畑、面積、417 m²につきまして、登記目的、所有権移転。法務局受付日、令和 3 年 12 月 14 日。登記原因、昭和 35 年 5 月 1 日時効取得とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認し、この土地につきましては、60 年以上前に譲り受け、現在まで至り、現地は添付資料 71 ページの写真のとおりで、現在まで権利者が資材置き場の小屋を建てており、草刈り等もして管理しておりました。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とす

る権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が時効取得完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。審議、決定をお願いいたします。

議長 議案第 50 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。14 番 吉良榮委員。

14 番 1 月 7 日に事務局と権利者とで現地確認、聞き取り調査をしました。事務局の説明どおりですが、農業用倉庫が建っています。上下 2 段になっています。上流の方に何㎡か空いた土地がありましたが、そこで自家用の作物が栽培されています。境界もはっきり分かるように整備されておりました。双方納得の合意の上の時効取得で何も問題ないと判断します。

議長 議案第 50 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

よって、議案第 50 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 50 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 その他の件について議題とします。
委員から何かありませんか。17 番 宮脇眞弓委員。

17 番 四万十町の農業委員会の中で、女性の農業委員さん、推進委員さんが 6 名おります。たまに事務局さんも入って 8 名で勉強会をすることになりました。総会で手を挙げていう事でもないことや、聞いていいのかなと思うことや自分に自信をつけるためや、みんなで向上していきたいので勉強会をします。皆さん応援してください。

議長 女性の方が活躍してくれることは、嬉しいことです。あまり気を張らずに頑張ってください。

他に何かありませんか。

議長 なければこれで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

議長 それでは、これもちまして、令和3年度 四万十町農業委員会1月総会を閉会
いたします。ご起立お願いします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時35分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和4年 月 日

会 長

署名委員 8番

署名委員 23番
